

# 農地法等が改正されました

12月15日から「改正農地法等」が施行されました。今回の改正は、食料自給率の向上、遊休農地の縮小という目的から、農地の利用率を高めるための内容が主なものになっています。主な改正点は、次のとおりです。

※農地法等Ⅱ農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法

## 農地利用の促進

農地法の目的規定を、地域との調和に配慮した耕作者による効率的利用へと見直し、農地の所有権・賃借権等を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨の責務規定が設けられました。

## 転用許可の厳格化

農地を確保するため、農地転用許可基準などが厳格化されました。また、違反転用に對する罰則強化や農用地区域からの除外についても厳しくなりました。

## 貸借規制の緩和等

農地を最大限利用するため、農地の貸借が容易になります。農地の権利移動の一般基準

として、周辺地域との調整が加えられます。解除条件付で一般企業参入の容認をする一方、適正利用の担保措置が規定されました。また、下限面積要件の弾力化、相続など従来は許可を受けない必要のなかった権利取得の届出制度が創設されました。

## 農地利用集積円滑化事業の創設

農地の面的集積促進のため、農地の所有者からの委任を受け、代理して農地の貸し付け等を基本とする「農地利用集積円滑化事業」が創設されます。

また、農用地利用集積計画の策定を円滑にするため、複数の者により共有されている農地について、関係権利者の過半での権利設定が可能になりました。

## 遊休農地対策の強化

遊休農地の所在の明確化と、有効利用を徹底するため、遊休農地の所有者に對する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行うことになりました。

## 問合せ先／農業委員会事務局

(☎58-5111-75-3111 代表)

# 和の風号に乗って ひなまつりへ行こう!

第八章を迎えた『真壁のひなまつり』(2月4日～3月3日)。

今年は、期間中に岩瀬駅から巡回バス「和の風号」が運行します。和の風に乗って真壁のひなまつりを見に行きましょう。

■運行日／2月7日(日)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)、



3月1日(月)、2日(火)、3日(水)

■料金／片道500円(小人250円)

■問合せ先／都市整備課(☎58-5111-75-3111 代表)



真壁のひなまつりに合わせ、大和ふれあいセンター「シトラス」で中村裕道さん(東京在住)のスケッチ展(1月13日～2月6日)が開催されます。



## 発着時刻

● 行き		● 帰り		
岩瀬駅発	真壁着	真壁発	雨引観音	岩瀬駅着
9:40	10:05	10:10	10:25	10:45
10:30	10:55	11:00	11:15	11:35
11:30	12:05	12:10	12:25	12:45
12:30	12:55	13:00	13:15	13:35
13:30	13:55	14:00	14:15	14:35
14:45	15:10	15:15	15:30	15:50
15:30	15:55	16:00	16:15	16:35
16:30	16:55	17:00	17:15	17:35

## 有料広告掲載募集中!

お問い合わせは、秘書広報課 ☎58-5111-75-3111、内線1268

広報 さくらがわ



あなたの描く想像を現実により綺麗に より美しくあなたと感動を繋ぐ存在でありたい。

株式会社 デジタル印刷

TEL.0296-54-2626(☎) FAX.0296-54-2724